

なお生活困窮の状況が続いている皆さまへ

— 総合支援資金の貸付期間延長のご案内 —

総合支援資金の特例貸付を利用され、なお生活困窮の状況が続く方は、自立相談支援機関での相談や継続的な支援を受けることにより、原則3か月までとする貸付期間を延長してご利用いただける場合があります。

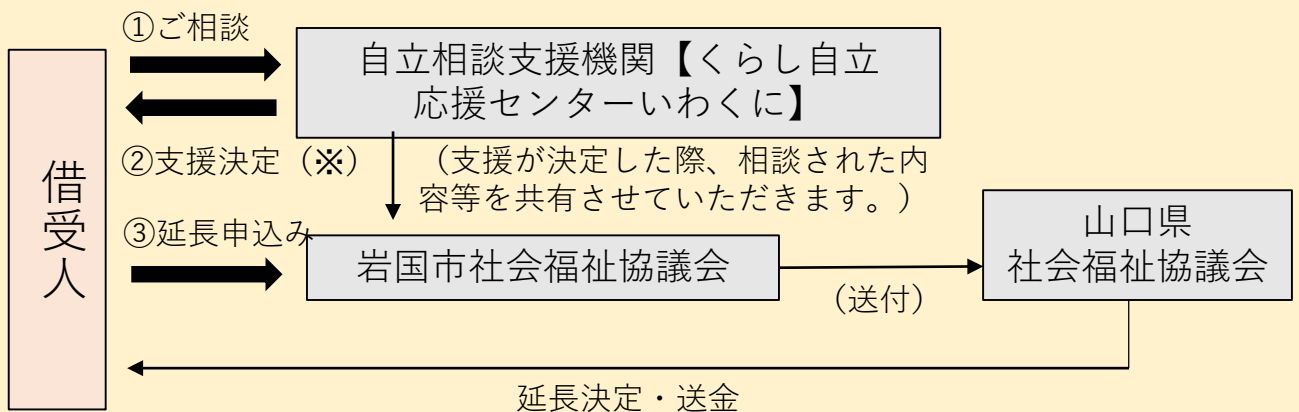
貸付延長の対象となる方

貸付延長となるのは、貸付期間の3か月目において、引き続き新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯であり、かつ自立相談支援機関による支援を受ける場合です。

※ 総合支援資金の特例貸付(初回)を令和3年3月までに申請し、貸付期間の3か月目が令和3年6月となる方が対象です。6月末までの申請が必要です。

手続きの流れ

総合支援資金の特例貸付の貸付延長に関する手続きの流れです。まずは、自立相談支援機関にご相談ください。



生活困窮者自立相談支援機関とは？

- ・住宅、仕事、生活などの相談窓口です。
- ・自治体が直営又は委託（社会福祉法人、NPO等）により運営しています。
- ・全国905の福祉事務所設置自治体で1,336箇所設置されています。

自立相談支援機関への相談、並びに総合支援資金の特例貸付の延長に関する Q&A

Q. 自立相談支援機関はどこにありますか？

A. 山口県内の各市町に窓口があります。岩国市では、くらし自立応援センターいわくに(岩国市麻里布町7丁目1-2、☎ 0827-24-2571)が窓口です。

Q. 自立相談支援機関に支援を申し込むには何が必要ですか？

A. 相談支援の申込票を記載いただきますが、そのほかに、特段ご用意いただく書類はありません。

Q. 自立相談支援機関の支援決定は誰でも受けられますか？

A. 自立相談支援機関への相談はどなたでも可能です。

自立相談支援機関では、生活状況等のお話を聞かせていただき、支援が必要と判断される場合に、支援の決定を行います。生活状況等によっては、生活保護制度等、他の制度をご案内させていただくことがあります。

Q. 特例貸付の延長貸付は何回できますか？また何か月まで延長ができますか？

A. 1回(3か月以内)までです。

Q. 岩国市社会福祉協議会への延長申し込みには何が必要ですか？

A. 総合支援資金特例貸付(延長貸付)申込書、借用書(延長貸付)が必要です。

Q. 特例貸付の延長申し込みはいつまで出来ますか？

A. 令和3年6月28日までに、申請書類が山口県社協に届くことが必要です。なお、書類に不備等があると、受付をしても貸付を決定することが出来ませんので、早めの準備をお願いします。